

第
5004
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 6月16日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

破産者が株式を発行会社に譲渡した場合

Q：破産者が、破産財団を通じて株式を発行会社に譲渡した場合の取扱いが公表されたとか。どのようになるのですか？

A：非課税所得となります。

【解説】

さきごろ、東京国税局に同様の事前照会があり、次のような回答をしました。

照会では、会社の株式を所有している取締役が、所得税法第9条第1項第10号の「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難」な状態に陥り、裁判所から破産手続開始の決定を受け、その株式が破産財団に組み入れられたけれども、株式が非上場会社のものであることから、市場で売却することが困難であり、発行会社が時価で買い取ったというものです。

通常であれば、会社の株式を発行会社を買取った場合、株式を譲渡した人が、交付を受ける金銭等の額が会社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式等に対応する部分の金額を超える場合のその超える部分（みなし配当部分）の金額は、所得税法上配当とみなされ、その超える部分以外の部分は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされるのですが、この場合においては、株式を譲渡した人が、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難な状態にあることから、所得税法第9条第1項第10号の規定が適用され、配当所得も譲渡所得もいずれも非課税所得に該当するとなりました。

